

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月8日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第2号

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(警察本部の配置定員) 第2条 略							(警察本部の配置定員) 第2条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察本部の組織ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。						
組織区分	警察官				警察官を除く職員	合計	組織区分	警察官				警察官を除く職員	合計
	警視	警部	警部補 巡査部長 巡査	小計				警視	警部	警部補 巡査部長 巡査	小計		
警務部	13人	22人	48人	83人	109人	192人	警務部	13人	21人	49人	83人	108人	191人
生活安全部	10人	21人	95人	126人	18人	144人	生活安全部	10人	21人	95人	126人	18人	144人
刑事部	11人	23人	96人	130人	29人	159人	刑事部	11人	23人	96人	130人	29人	159人
交通部	8人	14人	83人	105人	45人	150人	交通部	8人	14人	83人	105人	45人	150人
警備部	7人	11人	79人	97人	2人	99人	警備部	7人	11人	80人	98人	2人	100人
香川県警察学校	2人	2人	71人 (うち、 65人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	75人	2人	77人	香川県警察学校	2人	2人	71人 (うち、 65人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	75人	2人	77人
合計	51人	93人	472人	616人	205人	821人	合計	51人	92人	474人	617人	204人	821人
2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警部にあつては8人を、警部補、巡査部長及び巡査にあつては23人を、警察官を除く職員にあつては32人を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。							2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警視にあつては1人を、警部にあつては6人を、警部補、巡査部長及び巡査にあつては28人を、警察官を除く職員にあつては33人を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。						

(警察署の配置定員)

第3条 略

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
香川県東かがわ警察署	2人	3人	38人	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	6人	52人	60人	5人	65人
香川県高松東警察署	2人	5人	49人	56人	5人	61人
香川県小豆警察署	2人	4人	42人	48人	4人	52人
香川県高松北警察署	4人	<u>11人</u>	<u>269人</u>	284人	<u>19人</u>	<u>303人</u>
香川県高松南警察署	5人	9人	<u>192人</u>	<u>206人</u>	13人	<u>219人</u>
香川県坂出警察署	2人	7人	94人	103人	9人	112人
香川県高松西警察署	2人	3人	39人	44人	5人	49人
香川県丸亀警察署	4人	8人	131人	143人	11人	154人
香川県善通寺警察署	2人	6人	41人	49人	6人	55人
香川県琴平警察署	2人	4人	36人	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	2人	5人	55人	62人	6人	68人
香川県観音寺警察署	2人	6人	66人	74人	7人	81人

(警察署の配置定員)

第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
香川県東かがわ警察署	2人	3人	38人	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	6人	52人	60人	5人	65人
香川県高松東警察署	2人	5人	49人	56人	5人	61人
香川県小豆警察署	2人	4人	42人	48人	4人	52人
香川県高松北警察署	4人	<u>12人</u>	<u>268人</u>	284人	<u>20人</u>	<u>304人</u>
香川県高松南警察署	5人	9人	<u>191人</u>	<u>205人</u>	13人	<u>218人</u>
香川県坂出警察署	2人	7人	94人	103人	9人	112人
香川県高松西警察署	2人	3人	39人	44人	5人	49人
香川県丸亀警察署	4人	8人	131人	143人	11人	154人
香川県善通寺警察署	2人	6人	41人	49人	6人	55人
香川県琴平警察署	2人	4人	36人	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	2人	5人	55人	62人	6人	68人
香川県観音寺警察署	2人	6人	66人	74人	7人	81人

合 計	33人	77人	1,104人	1,214人	100人	1,314人
-----	-----	-----	--------	--------	------	--------

(派遣職員等の配置定員)

第4条 略

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
生活安全部			1人	1人		1人
刑事部			1人	1人		1人
交通部			1人	1人		1人
警備部			1人	1人		1人
香川県坂出 警察署			1人	1人		1人
合 計			5人	5人		5人

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

合 計	33人	78人	1,102人	1,213人	101人	1,314人
-----	-----	-----	--------	--------	------	--------

(派遣職員等の配置定員)

第4条 条例第3条の規定により香川県警察本部長が定める職員の警察本部の組織及び警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
生活安全部			1人	1人		1人
刑事部			1人	1人		1人
交通部			1人	1人		1人
警備部			1人	1人		1人
香川県坂出 警察署			1人	1人		1人
香川県琴平 警察署			1人	1人		1人
合 計			6人	6人		6人